

長沼町国民保護計画（案）修正対比表

No.	ページ番号	第1回長沼町国民保護協議会時	第2回長沼町国民保護協議会時	修正理由																
1	16ページ	第1 長沼町における組織・体制の整備 1 長沼町の各課等における平素の業務 【長沼町の各課等における平素の業務】 産業振興課 4 農作物の防疫に関する事 10 家畜の防疫に関する事 12 林野の火災予防に関する事 13 林野の病虫害異常発生の防疫に関する事 都市整備課 5 街路樹の被害調査及び応急対策に関する事 9 河川水位に関する事 18 災害救助法適用時における住宅の応急修理に関する事		国民保護に関する平素業務ではないため、削除																
2	20ページ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長 (町長)</td> <td>副本部長 (助役)</td> </tr> <tr> <td>副本部長 (助役)</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>副本部長 (教育長)</td> <td>総務政策課長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	代替職員	本部長 (町長)	副本部長 (助役)	副本部長 (助役)	教育長	副本部長 (教育長)	総務政策課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長 (町長)</td> <td>助役</td> </tr> <tr> <td>副本部長 (助役)</td> <td>総務政策課長</td> </tr> <tr> <td>副本部長 (教育長)</td> <td>教育課長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	代替職員	本部長 (町長)	助役	副本部長 (助役)	総務政策課長	副本部長 (教育長)	教育課長	町長代理規則等に準じ、修正
名称	代替職員																			
本部長 (町長)	副本部長 (助役)																			
副本部長 (助役)	教育長																			
副本部長 (教育長)	総務政策課長																			
名称	代替職員																			
本部長 (町長)	助役																			
副本部長 (助役)	総務政策課長																			
副本部長 (教育長)	教育課長																			
3	23ページ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>応援の内容</th> <th>手続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定</td> <td>食料、飲料水及び生活必需品並びに供給に必要な資機材の提供と斡旋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道広域消防相互応援協定</td> <td>〈陸上応援〉 消防隊、救助隊、 〈航空応援〉 回転翼航空機を装備した・・・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道消防防災ヘリコプター応援協定</td> <td>被害状況の偵察、・・・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	協定名称	応援の内容	手続	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	食料、飲料水及び生活必需品並びに供給に必要な資機材の提供と斡旋		北海道広域消防相互応援協定	〈陸上応援〉 消防隊、救助隊、 〈航空応援〉 回転翼航空機を装備した・・・		北海道消防防災ヘリコプター応援協定	被害状況の偵察、・・・			道モデル計画では、民間企業・団体との協定を想定しているため削除				
協定名称	応援の内容	手続																		
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	食料、飲料水及び生活必需品並びに供給に必要な資機材の提供と斡旋																			
北海道広域消防相互応援協定	〈陸上応援〉 消防隊、救助隊、 〈航空応援〉 回転翼航空機を装備した・・・																			
北海道消防防災ヘリコプター応援協定	被害状況の偵察、・・・																			

4	26ページ	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備 2 警報との伝達に必要な準備 (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備 ・・・大規模集客施設、大規模集合住宅・・・</p> <p>第5 研修及び訓練 2 訓練 (3) 訓練に当たっての留意事項 ⑤ ・・・大規模集客施設、大規模集合住宅・・・</p>	<p>2 (5) 多数の者が利用する施設等に対する警報の伝達のための準備 (表題訂正)</p> <p>「大規模集客施設、大規模集合住宅」の文言の削除</p>	<p>・「大規模集客施設」は、道モデル計画では、多数の乗降客のあるJRや地下鉄の駅施設、札幌ドーム等の大規模なイベント会場等を、「大規模集合住宅」は、超高層マンション等相当多数の居住者を有する住宅を検討の対象としているため、削除</p> <p>(上記に伴う「表題」の修正)</p>
5	35ページ	<p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 ・・・ 特に、冬季の道路においては、・・・除雪の実施体制との連携に留意する。</p>	<p>特に、冬季の道路においては、・・・冬季における鉄道を活用した運送の実施体制について検討を行う。</p>	<p>隣接する北広島市等からの鉄道利用が可能のため、道モデル計画どおりに修正</p>
6	46ページ	<p>(5) 長沼町現地対策本部の設置</p>		<p>本部：役場からの移動距離が短く、設置しないこととしているため削除</p>
7	60ページ	<p>(6) 高齢者、障害者等への配慮</p>	<p>(また、「避難支援プラン」を策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)</p>	<p>現在、町では「避難支援プラン」を策定していないが、将来的にプラン策定を想定し、モデル計画どおりに修正</p>
8	70ページ	<p>⑧ 学用品の給与 道と緊密に連携しつつ、小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒の被災状況を情報収集し、学用品(教科書、文房具及び通学用品をいう。)を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ず</p>	<p>道と緊密に連携しつつ、小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。)の小学部児童を含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学</p>	<p>町外区域からの受け入れを想定し、モデル計画どおりに修正</p>

		る。	校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)の被災状況を情報収集し、学用品(教科書、文房具及び通学用品をいう。)を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。	
9	71ページ		5 救援の際の物資の売渡し要請等	モデル計画どおりに修正した。 (モデル計画：指示事項の誤り)
10	82ページ	<p>【措置】</p> <p>② 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合)</p> <p>【措置】</p> <p>① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)</p>	<p>【措置】</p> <p>② (削除)</p> <p>【措置】</p> <p>① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(消防法第12条の3)</p>	<p>【措置】 ②</p> <p>保健所を設置する市町村以外は、該当しないため削除</p> <p>【措置】</p> <p>上記削除に伴う関係法令記載の修正</p>